

第 15 号議案

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 15 年 9 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	8	協定項目名	地方税の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>地方税については、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>(1) 個人市民税は、現行どおり標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第10条の規定により、合併年度及びこれに続く5年度は現行の税率を採用する。納期は、久留米市、城島町、三潴町の例により調整する。</p> <p>(2) 法人市民税の法人税割の税率については、制限税率を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、合併年度及びこれに続く5年度は現行の税率を採用する。</p> <p>(3) 固定資産税の税率については、現行どおり標準税率を採用する。納期は、久留米市の例により調整する。</p> <p>(4) 軽自動車税の税率については、現行どおり標準税率を採用する。納期は、久留米市、田主丸町の例により調整する。</p> <p>(5) 市たばこ税については、現行どおりとする。</p> <p>(6) 特別土地保有税については、現行どおりとする。</p> <p>(7) 入湯税の税率、納期については、久留米市、城島町の例により調整する。</p> <p>(8) 都市計画税の税率、納期については、久留米市の例により調整する。ただし、田主丸町、北野町、城島町、三潴町については、当該地域における都市計画(都市計画区域及び区域区分等)の見直しまでは、課税しないものとする。</p> <p>(9) 水利地益税については、合併時に廃止するものとする。</p> <p>(10) 前納報奨金制度、納税組合制度については、合併年度末までに廃止するものとする。ただし、廃止期日については、別途調整を行うものとする。</p>			